

旅館業における衛生等管理要領 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">旅館業における衛生等管理要領</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>平成12年12月5日 生衛発1,811号 各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长宛 厚生省生活衛生局長通知 「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添3 平成15年2月14日 健発第0214004号 一部改正 平成28年3月30日 生食発0330第5号 一部改正</p> </div> <p>I (略)</p> <p>II 施設設備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 簡易宿所営業の施設設備の基準</p> <p>1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。</p> <p>(1) <u>客室の延床面積は、33㎡（旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。</u></p> <p>(2) <u>客室の幅員は、2 m以上を有することが望ましいこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>1客室の床面積は、おおむね4.8㎡以上であること（7㎡以上が望ましいこと）。ただし、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設は除く。</u></p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 適切な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けることが望ましいこと。その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11（玄関帳場又はフロント）に準じて設けることが望ましいこと。ただし、<u>宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設であって、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。</u></p> <p>(1) <u>玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</u></p>	<p style="text-align: center;">旅館業における衛生等管理要領</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>平成12年12月5日 生衛発1,811号 各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长宛 厚生省生活衛生局長通知 「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添3 平成15年2月14日 健発第0214004号 一部改正</p> </div> <p>I (略)</p> <p>II 施設設備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 簡易宿所営業の施設設備の基準</p> <p>1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。</p> <p>(1) 客室の延床面積は、33㎡以上であること。</p> <p>(2) 客室の幅員は、2 m以上を有すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 1客室の床面積は、おおむね4.8㎡以上であること（7㎡以上が望ましいこと）。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 適切な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること。その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11（玄関帳場又はフロント）に準じて設けること。</p>

4～11 (略)
第3・第4 (略)

Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

1～6 (略)

7 1客室に宿泊させる宿泊者の数は、次に定める床面積の割合により計算した数を超えないようにすること。

(1)・(2) (略)

(3) 簡易宿所営業(宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合)については、3.3㎡以上につき1人とすること。

簡易宿所営業(宿泊者の数を10人以上として申請がなされた施設の場合)については、寝台のないところの場合は、2.5㎡以上(3.3㎡以上が望ましいこと。)につき1人、寝台を有する場合は、3.0㎡以上につき1人、階層式寝台を有する場合は、おおむね4.5㎡以上につき1人(寝台2層で1人とみなす。)とすること。

(4)・(5) (略)

8～36 (略)

37 簡易宿所営業のうち、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合については、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、この基準の一部を緩和し、若しくは適用しないことができるものとする。

Ⅳ～Ⅶ (略)

4～11 (略)
第3・第4 (略)

Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

1～6 (略)

7 1客室に宿泊させる宿泊者の数は、次に定める床面積の割合により計算した数を超えないようにすること。

(1)・(2) (略)

(3) 簡易宿所営業については、寝台のないところの場合は、2.5㎡以上(3.3㎡以上が望ましいこと。)につき1人、寝台を有する場合は、3.0㎡以上につき1人、階層式寝台を有する場合は、おおむね4.5㎡以上につき1人(寝台2層で1人とみなす。)とすること。

(4)・(5) (略)

8～36 (略)

(新設)

Ⅳ～Ⅶ (略)